

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………
 - ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
 - 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
 - ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………
- ### 告示(選)
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 - ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………
 - 土地区画整理組合の理事の辞任……………
 - ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
 - 土地区画整理組合の理事の住所の変更……………(同)……………
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
 - 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
 - ……………(下水道局)……………

正誤

○平成二十六年六月三十日付東京都規則第百号……………六

告示

●東京都告示第千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区神田駿河台一丁目六番七、平成二十六年七
同番十三及び同番二十七から同番二 月十七日
十九まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区信濃町三十五番一 平成二十六年七月十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長 金子博

平成二十六年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六 小平市小川東 延長
第一項第五号 年七月二十 町三丁目二千 二五七・四五
の規定による 九日 六百五十五番 幅員
五、二千六百 九十一番二、 四・〇〇
二千六百九十 二番一、同番 二、二千六百 九十五番一、 二番一、同番
同番二、二千 六、九十六番 一、二千六百 九十七番二、

九十七番二、

二千七百四十
四番二、同番
三、二千七百
四十五番二、
二千七百四十
八番二及び同
番三の各一部

●東京都告示第千四百四十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があつたので、同条例第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地を起点とし、中央防波堤外側埋立地を終点とする延長約一・六キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するもので

ある。

四 周知地域の範囲

港区 台場一丁目及び台場二丁目の区域

江東区 青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目、青海四丁目、新木場一丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、夢の島三丁目、若洲一丁目、若洲二丁目及び若洲三丁目の区域

大田区 城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目及び城南島五丁目の区域

所属未定 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年八月二十一日から同年九月一日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境保全課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年九月九日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十一選挙区支部、いろは会及び田中寿一後援会から訂正の報告があつたので、同法第

二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号)の一部を次のように訂正する。

平成二十六年八月二十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十一選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「13,650,868」を「13,600,868」に、「8,550,868」を「8,500,868」に、「15,550,000」を「15,600,000」に、

「自由民主党東京都支部連合会 300,000」を「自由民主党東京都支部連合会 300,000」に、
「自由民主党東京都支部連合会 300,000」を「自由民主党東京都支部連合会 300,000」に、
「自由民主党東京都第十七選挙区支部 50,000」を「自由民主党東京都第十七選挙区支部 50,000」に
改める。

いはは会の部5特定パーティーの概要の項中

「 20,000 1 新宿区 」を

「 20,000 1 新宿区 」を

(名称)

おだち源幸助ます会(いはは会懇親会2013年(平成25年2月20日開催予定)に

(収入の金額) (支払をした者の数) (開催場所)

円 人

5,110,000 255 新宿区

改める。

田中寿一後援会の部2支出総額の項中「2,254,337」を「2,314,337」に、「473,380」を「413,380」に改め、同

部4支出の内訳の項中「2,168,266」を「2,228,266」に、「2,090,236」を「2,150,236」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人訪問看護ステーション菜の花

三 代表者の氏名

小野 正江

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区幸町二十四番二号 NEO加美館一階

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者やその他支援を必要とする人々に対して、まごころのこもった助け合い及び各種の保健・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業、訪問看護事業を行い、すべての人々が健やかに暮

らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プロジェクトやきのもり

三 代表者の氏名

三宮 克己

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市住吉町一丁目六十番地の十

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として精神障害者の生活上、社会参加、社会的自立を支援するために、障害福祉サービス事業を主として、障害者や家族、一般市民が安心して生活を送れるよう相談支援などを行い、こころに問題を抱える人たちが、地域で自分らしく暮らし、健康的な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本民家再生協会

三 代表者の氏名

公文 大輔

四 主たる事務所の所在地

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、日本の民家の保存、再生、リサイクルに関する社会的啓発につとめ、情報交換、技術交流、調査研究等を行う。また、民家の再生と古材のリサイクルに関する需要と供給を結ぶネットワークづくりをすすめる。併せて、日本の森林文化や住文化のあり方をさぐり、資源を有効利用する循環型社会の実現をめざす。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人消防環境ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>山越 芳男</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都港区西新橋二丁目十八番二号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、消防用設備等の設置、変更、維持管理、回収等におけるガス系消火剤の放出を抑制するための管理を行うとともに、再利用可能な消火剤及び部品等の回収や再利用の普及活動を行い、もって地球環境保全に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年六月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
<p>三 代表者の氏名</p> <p>鈴木 千枝子(千葉 千枝子)</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都港区南麻布四丁目十一番三十五ー一七号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、国内地方市町村や海外での長期滞在あるいは定住を希望する一般不特定市民、またわが国を訪れ、滞在し、地域の住民との触れあい・交流をとおしてわが国の伝統文化や生活文化に触れることを希望する訪日外国人に対して、長期滞在適合施設や観光資源等に関する情報提供、都会生活者が持つ知識・技術等の地方での活用、会員間の情報交換の場づくり、などの事業を行い、健康的で知的なライフスタイルの推進と地域振興、国際相互理解に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人交流・暮らしネット</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年八月二十一日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年七月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
<p>三 代表者の氏名</p> <p>樽川 ゆき(光原 ゆき)</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都中央区銀座七丁目五番四号 毛利ビル</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、女性特有の身体の変化・病気・妊娠・出産・子育てに関する事業を通じて、全世代の女性の心と身体の健康づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年七月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人和服を世界遺産にするための全国会議</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>吉田 重久</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目二番一号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、和服文化をユネスコの無形文化遺産に登録し、もって和服文化を世界に広めることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年七月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>

<p>特定非営利活動法人国際美容ボランティア協会</p> <p>三 代表者の氏名 丸山 裕太</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区洗足二丁目二十五番十三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、美容関連で人材育成をし、自立支援を促進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人郷土のことわざネットワーク・ことネット</p> <p>三 代表者の氏名 穴田 義孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台一丁目一番地 明治大学 研究棟二〇四研究室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く存在を認識されていない「郷土のことわざ」の蒐集と文字化を基本的作業とし、これら「郷土のことわざ」の用例や時代・地域の背景などを内包した地域独特の生活文化を表す『小さな地域のことわざ風土記』と比喻できる「民俗誌」の発掘と新たな構築に関して組織的な活動を行い、これらの成果を情報公開し、世代間伝承、世代間交流、さらに人と地域の活性化などに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人気象システム技術協会</p> <p>三 代表者の氏名 林 泰一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南池袋三丁目十八番三十六号 富美栄ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、気象、環境及び防災等についての知識の普及、啓発及び技術向上のための活動を行い、新技術の高度利用を通じて国内のみならず海外への科学技術の振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>土地区画整理組合の理事の辞任について</p> <p>土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理事長榎本皖一から次に掲げる者が平成二十六年七月十日付で理事を辞任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十六年八月二十一日</p> <p>氏名 住 所 村上 嘉男 西多摩郡瑞穂町大字石畑千六百五十九番地五</p> <p>土地区画整理組合の理事の住所の変更について</p>
<p>土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定により国立市城南南土地区画整理組合理事長杉田和男から次に掲げる者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十六年八月二十一日</p> <p>氏名 変更後の住所 春日 武治 国立市泉五丁目十番地の三</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十六年八月二十一日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名 清瀬市中清戸一丁目四百四十八番一、同番一地先、四百四十九番八及び同番十一 埼玉県さいたま市見沼区東大宮一丁目三十番地十五 株式会社三井開発 代表取締役 三井 明 東久留米市小山二丁目六百十七番一、同番二及び六百十八番二 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について</p> <p>東京都指定排水設備工事事業者の規程(平成十三年東京都</p>	

下水道局管理規程第四号) 第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十六年八月二十一日

東京都下水道局長 松田芳和

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年月日	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成二十六年七月十六日	三三二九	シンコー・克明工業株式会社	シンコー・克明工業株式会社	杉並区和田二丁目三番五号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十六年七月十六日	三〇一一	三愛プラント工業株式会社	野田幸宏	谷内晶直

二 代表者を変更した事業者

正誤

○平成二十六年六月三十日付東京都規則第百号

ページ一段一行一誤一正

増刊37 二 上 後から 八

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。(徴収金充当申出書)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002